

肥後優育定期預金

ご利用いただける方		新規口座作成時において、満 18 歳以下のお子様をお持ちの方 (お子様名義での口座作成はできません)
預入	形 式	預入日から 6 か月経過後最初に到来するお子様の誕生日を満期日とする自動継続スーパー定期としてお預りします。(通帳式) ※お預け入れ金額が 10 万円以上 300 万円未満はスーパー定期、300 万円以上 1,000 万円未満についてはスーパー定期 300 としてお預りします。
	期 間	<初回お預け入れ時> ・ 6 か月以上 1 年 6 か月未満 <自動継続時> ・ 1 年
	方 法	当行本支店の窓口でお預け入れいただけます。(現金自動預払機、インターネット、モバイルではご利用いただけませんのでご注意ください)
	金 額	1 口あたり 10 万円以上 1,000 万円未満
	単 位	1 円
払 戻 方 法		満期日以降に当行本支店の窓口で払い戻しいただけます。(現金自動預払機、インターネット、モバイルではご利用いただけませんのでご注意ください) ※お取引店以外の当行本支店での払い戻しにつきましては、1 回あたりの元金金額を 300 万円未満とさせていただきます。
利 息	適用金利	<初回お預け入れ時> スーパー定期(期日指定方式)またはスーパー定期 300(期日指定方式)の店頭表示利率+0.1% ※初回満期日が預入日より、6 か月以上 1 年未満の場合はスーパー定期(6 か月もの)またはスーパー定期 300(6 か月もの)の店頭表示利率、1 年以上 1 年 6 か月未満の場合はスーパー定期(1 年もの)またはスーパー定期 300(1 年もの)の店頭表示利率が基準となります。 <自動継続時> スーパー定期(1 年もの)またはスーパー定期 300(1 年もの)の店頭表示利率+0.1% ※上乘せする金利については、金利情勢により変更する場合がございます。
	利払頻度	満期利払…解約利息を支払います。
	付利単位	1 円
	計算方法	単利計算。1 年を 365 日とする日割り計算とします。
	計算期間	預入日から満期日の前日までの期間とします。

肥後優育定期預金

税制上の取扱	分離課税（税率 20%）又はマル優 ※復興特別所得税が付加されることにより、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。
中途解約の取扱	やむを得ず満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率により計算します。 ① 6か月未満……………預入日時点の普通預金利率 ② 6か月以上 1 年未満……………預入日におけるスーパー定期またはスーパー定期 300 の 6 か月ものの店頭表示利率×70% ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満…預入日におけるスーパー定期またはスーパー定期 300 の 1 年ものの店頭表示利率×70% 前項②または③の基準にもとづき計算した利率が預入日における普通預金の利率を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、預入日における普通預金の利率を適用します。
満期後利息の取扱	解約日時点の普通預金利率を適用します。
預金保険制度	預金保険制度の対象となります。（ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本 1,000 万円までとその利息に限ります。）
追加サービス	通帳にお子様の写真をプリントすることができます。（ご希望の場合）
その他	健康保険被保険者証または住民票等満 18 歳以下のお子様がいらっしゃることが確認できる資料をご提示いただきます。
金利情報の入手方法	窓口でお問い合わせください。
当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

（平成 27 年 4 月現在）